

■研究十二月往来(64)■

「氷室」と丹波猿楽

天 野 文 雄

八洲も同じ大君の、八洲も同じ大君の、御影の春ぞのどけき——この次第をもって始まる「氷室」は、この詞章が象徴するように君徳讚美の太い主題に貫かれていて、その強烈さという点では聖代讚仰を常套とする協能の中でも際立つ曲だと言える。もっとも、本曲の「種」(中心素材)となった氷室は、『延喜式』によれば宮内省主水司の所轄になり、そこから宮廷に献進される氷は御調として珍重された物産であったから、それを眼目にした能がそうした主題をもって構想されるのはきわめて自然ではある。だが、その聖代讚仰の意図が協能中でも凶抜けて強烈であること(たとえばクリ・サシ・クセなど)は従来も控え目に推測されてきたこの曲の素姓、すなわち「氷室」は丹波猿楽の能ではないか、という疑いにかかわって、いささか注意されるところなのである。

「氷室」が丹波猿楽の能ではないかという推測は、この曲が丹波の氷室を扱っていること、およびその上演の初期記録(天文・永祿

頃)の過半が丹波日吉や丹波矢田猿楽の所演であることを根拠としている。もちろん、丹波が舞台だから丹波猿楽の能だというのは論としては弱いが、主水司所轄の氷室の所在地とそれらの知名度とを考えると、能で丹波の氷室が選択されたことの意味はやはり大きいと言わざるをえない。すなわち、『延喜式』によると、朝廷御料としての氷室の所在地とその数は、山城十室、大和二室半、河内二室、近内二室と四分の一、丹波三室半とされている。このうち山城の氷室は中古の和歌に比較的よく詠まれており、大和の鬪鷄トウキの氷室は宮廷御料の氷室の濫觴として『日本書紀』に仁徳天皇時代の伝説が記されているが、それがよく知られた伝説であったことはこれが「氷室」の前場で語られていることから窺える。ところが、丹波の氷室については詠歌の対象になった形跡もなく、大和鬪鷄のような伝説が知られていたわけでもない。室町期における丹波の氷室の消息は、「丹波水所供御人等」と守護細川持賢との争擾事件を伝えた

『康富記』嘉吉三年四月十七日条の記事によつて僅かに知りうるのみであり、『謠言粗志』が「今此謠に云ふ丹波國桑田郡氷室山の事考へず」と言うように、丹波の氷室には畿内の他の氷室のような関心が払われなかったとみてよいだろう。しかも、丹波の氷室は『延喜式』所載の氷室の中でも最も遠隔の地にある。氷室を作品化しようとする場合、他にいくらもふさわしい歌枕的な氷室があるのに、あえて遠隔のなじみのない丹波の氷室が選択されたことは、やはりこの曲が丹波にかかわりのある者の手になったためとするしか理解しがたい現象ではあるまいか。

また、「氷室」のワキが龜山院の臣下となっていることについても、丹波猿楽とのかかわりが考えられる。著名な記事だが、『申楽談儀』23段に、

丹波のしゆくは、かめ山の皇帝の御前にて申楽をせしとき、長者になさる。新座・本座・法性寺の三座の長者也。道の面目何ごとか是にしかん。

とあって、丹波猿楽のいづれかの座の「しゆく」(役者名)が龜山院から長者の称号を与えられたことが伝えられている(長者なるもの実態は今後の研究課題)。これは龜山帝退位後の正応・嘉元頃の出来事と推定されている。一方、世阿弥時代の応永・永享頃の仙洞で

の演能はもっぱら梅若・日吉等の丹波猿楽独占の状態にあったが、丹波猿楽はその間ずっと仙洞での演能の主流であり続けたものらしい。丹波猿楽がそうした地位を確保する契機となったのが龜山院による長者補任であったと考えられるが、だとすれば龜山院は丹波猿楽諸座にとってはまさに出世の恩人であったわけで、院に対する敬慕の念は絶大なものがあつたと想像される。現にこの出来事は百年以上も後の大和猿楽の世阿弥をして「道の面目何ごとか是にしかん」と羨望の嘆声を発せしめているのである。室町期の丹波猿楽諸座に過去のこの輝やかしい事績が伝承されていなかったはずはあるまい。そう考えてくると、丹波を舞台にした「氷室」のワキが龜山院の臣下であり、一曲が強烈な君徳讚美、つまり龜山院讚美によって貴かれている事実などは、いずれも「氷室」と丹波猿楽とのかわりに発したものとすることができのではあるまいか。

もっとも、そうは言ってもなお「氷室」の龜山院が単に便宜的な設定であつたのではないかとの疑問が残るかも知れない。そこで他の脇能の時代設定について瞥見しておく、脇能の大臣ワキの大部分は「当今に仕へ奉る臣下」で、これを特定の天皇(院)の臣下とするのは、「氷室」のほかには「弓八幡」(宇

多院)、「養老」(雄略天皇)、「寢寛」(竹生島)、「箱崎」(延喜帯)、「江島」(欽明天皇)、「金札」(桓武天皇)、「絵馬」(淳仁天皇)、「浦島」(龜山院)などにすぎない。

これを見ると、「江島」「金札」「養老」などはその時代設定が本説や筋書に深くかかわっているし、宇多天皇や延喜帝の臣下が登場するのはその御代が聖代の象徴と認識されていた結果であろう。要するに、その必然性に強弱はあれ、特定の御代がこれら諸曲に設定されているのには一応それなりの理由があつたとしようである。龜山院には延喜帝のような聖主の象徴としてのイメージはないから、「氷室」の設定が純粹に便宜的なものである可能性はほとんどないと考える。なお、同様の理由から、ワキを龜山院の臣下とする「浦島」(廢曲)にも同様の成立事情が考えられるが、これには「氷室」ほどの微証が存在しない。

いま一つ、これはさらに間接的な材料だが、古代における氷室はカモ県主の所轄で、大化改新による県主制の廢止後もカモ県主の後裔なる賀茂神社の社家が主水司の水部にあつて県主以来の職掌を継承していた事実がある(井上光貞『日本古代国家の研究』)。周知のように丹波猿楽の矢田座は古くから法勝寺や住吉神社とともに賀茂神社にも参勤してい

た(『風姿花伝』神儀)。「氷室」と丹波猿楽とのかわりは、この賀茂神社を介しても認められるように思う。

なお、前述のごとく、天文・永祿頃の「氷室」の上演記録の過半は日吉や矢田の演能だが、観世の演能もこれに拮抗しており、この時期の「氷室」はもっぱら丹波猿楽と観世の演目であつたかのごとき印象を受ける(当時金春座は「氷室」を演じていなかった模様)。一方、能楽資料集成「細川五部伝書」に収められた『能口伝之聞書』には室町幕府の同朋であつた歳阿弥の口伝として、「ヒムロ……雪ハシフキ、鬨ハヨコギリニテ、昏ヲ切テチラスコト、小猿楽ノワザ也」とあつて、当時後ジテ登場の際に紙片を散らす演出が存在したことを伝えている。ここではそうした演出は「小猿楽ノワザ」だと批判されているのだが、この場合の発言者が幕府の同朋であることを勘案すると、当時の「氷室」の上演状況からして、この「小猿楽」は矢田や日吉等の丹波猿楽をさしている可能性が高からう。丹波猿楽諸座はその後、秀吉の大和猿楽四座の保護を契機に観世座に吸収されることになるが、かの雪片を舞わず演出が観世座に伝えられなかったのは、当然のこととは言え、いささか残念な気もする。

(上田女子短期大学講師)